

仕 様 書

件 名	奄美（07）朝日町宿舎 エレベーター保守点検	作成年月日	令和 6年 2月 18日
		所 属	奄美駐屯地業務隊 管理科

1 場 所

鹿児島県奄美市名瀬朝日町19-5
陸上自衛隊奄美駐屯地 朝日町宿舎

2 期 間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 機器名

製 造 会 社 : 東芝エレベータ株式会社
形 式 : 乗用エレベーター（機械室レス）車椅子仕様
型 式 : SR13-2S60
制 御 方 法 : 交流インバータ制御方式（回生無）
積 載 量 ・ 定 員 : 850Kg 13人乗
定 格 速 度 : 60m/min
停 止 箇 所 : 6か所（1F～6F）
管 制 運 転 : 地震、火災、ピット浸水
停電時自動着床装置：有

4 実施内容

- (1) 保守点検（建築基準法第8条） : 1回/月、POG契約
- (2) 定期検査（建築基準法第12条の3項） : 1回/年

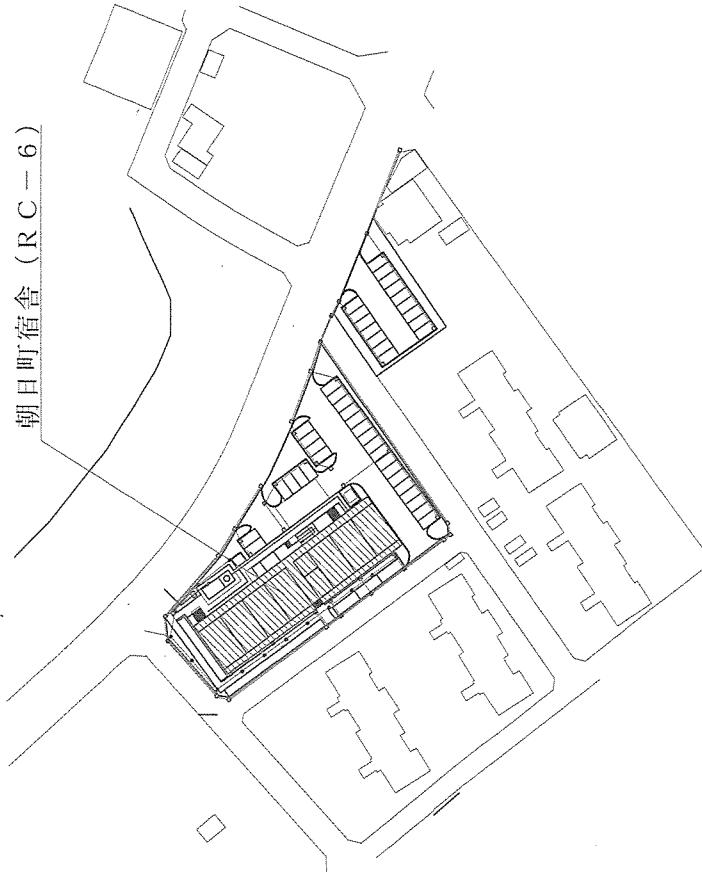
5 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (2) 作業実施日は、事前に監督官と調整し決定するものとする。
- (3) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (4) 当然必要とされる事項は本仕様書に記載なくとも監督官の指示に従い実施するものとする。

- (5) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者（昇降機等検査員等）が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (6) 取替え部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (7) 不明な事項は、監督官と調整のうえ実施するものとする。

6 特記事項

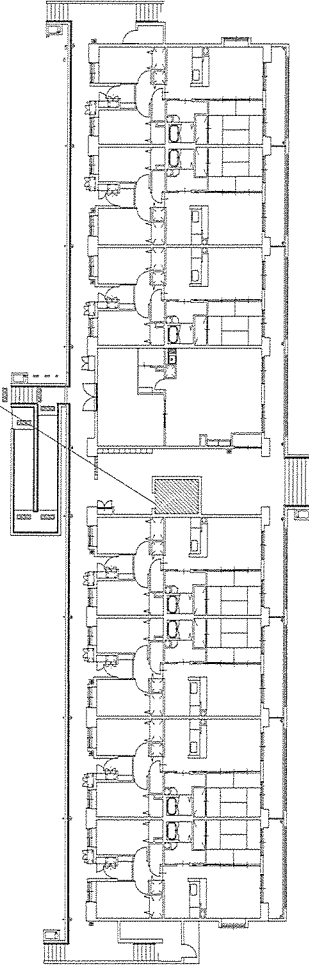
- (1) 修理・取替えについては、国土交通省大臣官房長官兼総務部監修「建築保全業務共通仕様書」－第2編「定期点検等及び保守」－第7章「搬送設備」－第2節「エレベーター」－表7. 2. 2「修理・取替えの範囲」のエレベーターの仕様「ロープ式」、保守契約の種別「POG契約」に基づき実施するものとする。ただし、下記事項の取替えは除く。
 - ア 巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
 - イ 電動機の一式取替え、フレーム取替え
 - ウ 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
 - エ 意匠部品の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
- (2) 点検項目・点検内容については、国土交通省大臣官房長官兼総務部監修「建築保全業務共通仕様書」－第2編「定期点検等及び保守」－第7章「搬送設備」－第2節「エレベーター」－表7. 2. 5 (b)「ロープ式エレベーター（マイコン制御）周期A」に基づき実施するものとする。
- (3) 故障時等の緊急対応については、速やかに技術員を派遣し原因を確認すると共に別途経費を必要とする修繕箇所を確認した場合は、書面（見積書を含む。）にて監督官に提出するものとする。



朝日町宿舎 (RC-6)

配置図 1/X

エレベーター保守点検場所



朝日町宿舎 (1階) 平面図 1/X

件名	奄美(07)朝日町宿舎エレベーター保守点検
図面名称	配置図・平面図
縮尺	図示
作成年月日	7.2.18
図面番号	3/3
奄美駐屯地業務隊 管理科	

仕 様 書

件 名	奄美（07）101号建物エレベーター保守点検	作成年月日	令和 7年 2月 18日
		所 属	奄美駐屯地業務隊 管理科

1 場 所

鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49号
陸上自衛隊奄美駐屯地 101号建物

2 期 間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 機器名

(1) 1号機

製造会社 : 三菱エレベータ
形 式 : 乗用エレベーター（機械室レス）車椅子仕様
型 式 : P11-CO-60
制御方法 : 可変電圧可変周波数制御
積載量・定員 : 750Kg 11人乗
定格速度 : 60m/min
停止箇所 : 5か所（B1～4F）
地震時管制運転方式 : P波センサ付3段設定（普通級）
付 加 装 置 : 停電時自動着床装置
ディフェンスドア（遮煙ドア）5か所
災害時管制運転（火報信号連動式）

(2) 2号機

製造会社 : 三菱エレベータ
形 式 : 人荷用エレベーター（機械室レス）
型 式 : P11-CO-60
制御方法 : 可変電圧可変周波数制御
積載量・定員 : 750Kg 11人乗
定格速度 : 60m/min
停止箇所 : 5か所（B1～4F）
地震時管制運転方式 : P波センサ付3段設定（普通級）
付 加 装 置 : 停電時自動着床装置
ディフェンスドア（遮煙ドア）5か所
災害時管制運転（火報信号連動式）

4 実施内容

- (1) 保守点検（建築基準法第8条）：1回／月、POG契約
- (2) 定期検査（建築基準法第12条の3項）：1回／年
- (3) 遠隔診断：1回／月
- (4) 遠隔点検：24時間 365日

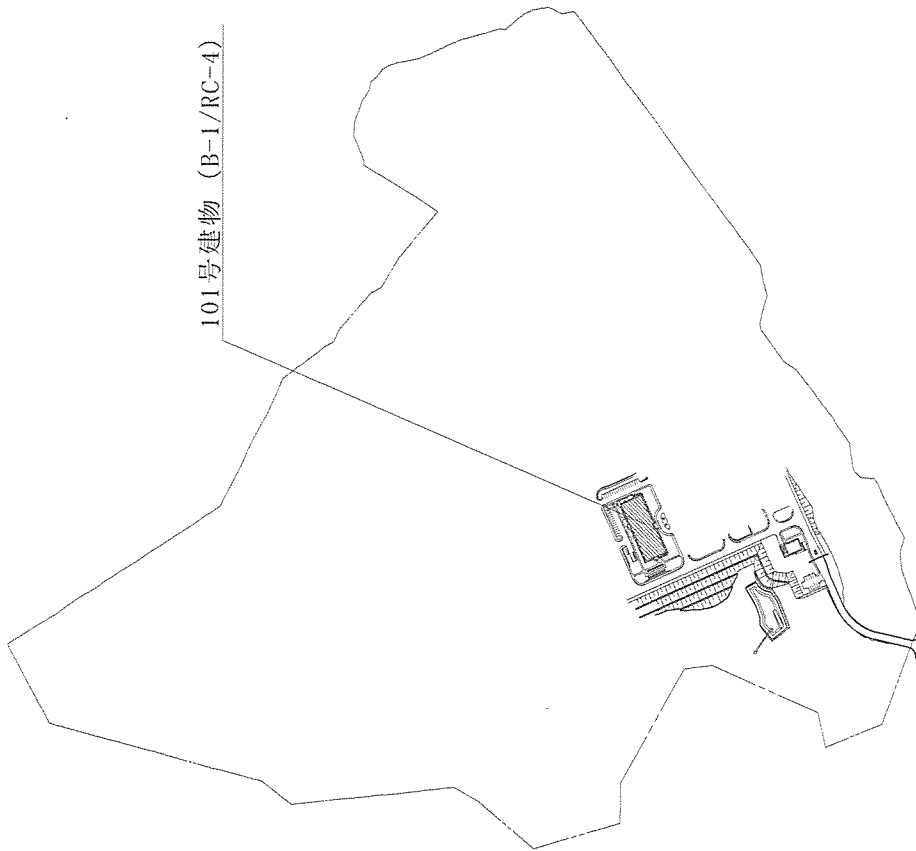
5 一般事項

- (1) 本役務は、仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書」及び関係法規に基づき実施するものとする。
- (2) 作業実施日は、事前に監督官と調整し決定するものとする。
- (3) 本作業に際し、既設建物等を損傷させた場合は請負者の責任・負担にて復旧するものとする。
- (4) 当然必要とされる事項は本仕様書に記載なくとも監督官の指示に従い実施するものとする。
- (5) 定期検査実施者は国土交通大臣の定める資格を有する者（昇降機等検査員等）が実施し、その資格の写しを提出するものとする。
- (6) 取替え部品はメーカーの純正部品を使用するものとする。
- (7) 不明な事項は、監督官と調整のうえ実施するものとする。

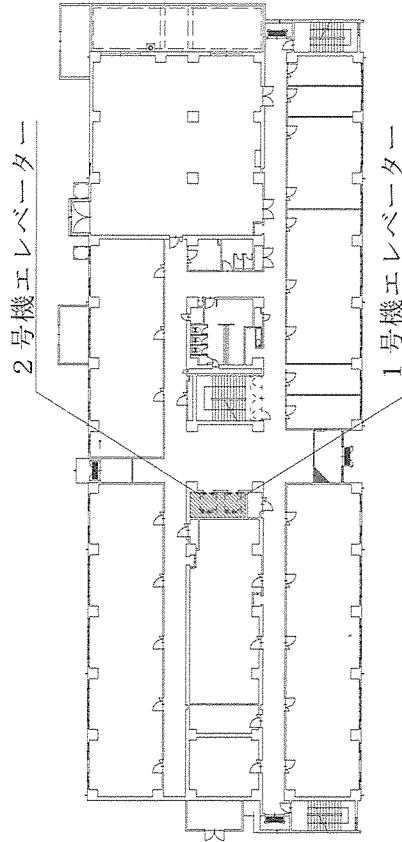
6 特記事項

- (1) 修理・取替えについては、国土交通省大臣官房長官営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」一第2編「定期点検等及び保守」一第7章「搬送設備」一第2節「エレベーター」一表7. 2. 2「修理・取替えの範囲」のエレベーターの仕様「ロープ式」、保守契約の種別「POG契約」に基づき実施するものとする。ただし、下記事項の取替えは除く。
 - ア 巻上機の一式取替え、ギヤケース取替え
 - イ 電動機の一式取替え、フレーム取替え
 - ウ 制御盤等の一式取替え、キャビネット取替え
 - エ 意匠部品の塗装、メッキ直し、清掃又は取替え
- (2) 点検項目・点検内容については、国土交通省大臣官房長官営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」一第2編「定期点検等及び保守」一第7章「搬送設備」一第2節「エレベーター」一表7. 2. 5 (b)「ロープ式エレベーター（マイコン制御）周期A」に基づき実施するものとする。
- (3) 故障時等の緊急対応については、速やかに技術員を派遣し原因を確認すると共に別途経費を必要とする修繕箇所を確認した場合は、書面（見積書を含む。）にて監督官に提出するものとする。

101号建物 (B-1/RC-4)



配置図 1/X



101号建物 (1階) 平面図 1/X

件名	奄美(07)101号建物エレベーター保守点検		
図面名称	配置図・平面図		
縮尺	図示	作成年月日	7.2.18
		図面番号	3/3

奄美駐屯地業務隊 管理科